

クレジットと名義貸し

弁護士 小原 路絵

1 消費者が、販売業者から商品を購入する際、販売業者のあっせんで、代金を当該販売業者を加盟店とするクレジット会社に立て替えてもらい、その後、消費者が、クレジット会社に立替金を返還していくという契約を、個品割賦購入あっせん契約という。

上記契約は、消費者・販売業者・クレジット会社の三者間契約であり、消費者・販売業者間においては売買契約、販売業者・クレジット会社間においては加盟店契約、消費者・クレジット会社間においては立替払契約が締結される。

2 1) では、販売業者が、架空の売買契約により立替金を得ることを企て、消費者の承諾を得て、立替払い契約を消費者に代行して締結した場合、消費者はクレジット会社に対して立替金の支払義務を負うことになるのか。

このような「狭義の名義貸し」の事案においては、立替金を得た加盟店の倒産等で立替金がクレジット会社に返還されない場合が多く、何の利得も得ていない消費者とクレジット会社との間で、どちらが損害を負担することになるのかが問題となる。

2) この点、販売業者が、消費者に無断で、消費者名義の立替払契約を締結した、いわゆる「名義冒用」の事案では、消費者によほどの過失がない以上、消費者に責任を認めるのは酷であり、消費者の責任を否定する裁判例がほとんどである（東京高判平成12年9月28日等）。

3) 対して、上記のように消費者が名義貸しを承諾したいわゆる「狭義の名義貸し」と言われる事案において、かつての裁判例は、商法23条の名義貸し責任や不法行為を根拠に消費者の責任を認める傾向にあった（東京高判昭和57年6月29日、名古屋高判昭和58年11月28日）。

4) また、「狭義の名義貸し」の事案において、消費者は、販売業者に言われた通りに、クレジット会社からの本人確認に答えていたり、クレジット会社から要求され名義貸しを認める確認書を書かされたりしていることが多く、これらの事実を根拠に、直ちに消費者に支払義務を負わせる裁判例が多かった。

3 しかし、「狭義の名義貸し」の事案においても、以下のように消費者が責任を負わないとする考え方がある。

1) 心裡留保

消費者は、立替払いの支払義務を負担する意思を有していないのだから、民法93条但書により、立替払契約は無効となるという考え方がある。

これに対しては、契約の主体になるという認識があるのだから、内心的効果意思と表示上の効果意思に不一致がないとする裁判例（上記東京高判）がある。

2) 錯誤

消費者は、販売業者が立替金を返済してくれると誤信していたのだから、民法95条により、立替払契約は無効となるという考え方がある。

これに対しては、この錯誤は、動機の錯誤に過ぎず、動機がクレジット会社に表示されていない以上、無効とならないとした裁判例がある（上記東京高判）。

3) 詐欺

消費者は、販売業者に、販売業者が立替金を返済すると欺罔されたのであり、民法96条1項により、立替払契約は無効となるという考え方がある。

これに対して判断した判例は見当たらないが、立替払契約が消費者とクレジット会社の間の契約であることに鑑みれば、販売業者の詐欺は第三者の詐欺にあたり、クレジット会社が悪意でない限りこれを取消すことはできないという結論になろう（民法96条2項）。

4) 契約締結上の過失

クレジット会社が、契約の仕組みを消費者に説明し、名義貸しの事態を避ける意味での契約の明示をすべき義務を怠ったとして、解除を認めた裁判例がある（釧路簡易裁判所平成4年1月23日）。

5) 虚偽表示による割賦販売法30条の4

割賦販売法30条の4は、消費者が売買契約につき販売業者に有している抗弁をクレジット会社に主張して支払を拒絶することを認めている。よって、消費者・販売業者間の売買契約が民法94条1項の通謀虚偽表示に当たり無効であるとして、割賦販売法30条の4を理由に立替金の支払を拒絶するという考え方がある。

これに対して、売買契約の虚偽表示は、消費者の背信行為に基づくものであるから、原則として、同条の抗弁事項に当たらないとする見解が有力である（最高裁事務総局編「信販関係事件に関する執務資料（その2）」75頁）。

6) 過失相殺

消費者の責任を認めながら、民法418条類推適用により、立替金支払義務を限定する。

4 これまでは、消費者の責任を否定するため、上記3のような主張がなされても、裁判において認められることは少なかった。

しかし、昨今、一部の悪質加盟店が、空売りで立替金を得るために、名義貸し行為を行う事案が相次いだ。

クレジット会社が、契約の締結を加盟店に任せている状況（クレジット会社が消費者と関わるのは、簡単な本人確認の電話のみの場合が多い）では、加盟店において、名義貸しにより立替金を得ることはたやすく、消費者も加盟店を信用して名義貸しに簡単に応じてしまうことが多い。

相次ぐ名義貸しをめぐる紛争から、経済産業省（旧通産省）も、クレジット会社に対して、加盟店管理を徹底するよう通達を出した（昭和57年、昭和58年、平成4年）。

そこで、クレジット会社の管理責任等を根拠に、消費者の責任が過失相殺で減額される裁判例が増えてきた（上記釧路簡裁判決、大阪地裁判決平成11年1月28日、釧路地裁判決平成11年12月27日）。

5 まとめ

1) 名義貸しは、いかに消費者が承諾を与えていたとしても、その実体は、クレジットという構造が生み出す消費者被害の側面を否認しない。

つまり、クレジット会社は、自ら顧客を拡大したり、契約の諸手続に携わることなしに、加盟店を利用することで簡単に利益をあげており、名義貸しを行う一部の悪質加盟店がいても、その責任を消費者に負わせることで、自らが損失を被ることはない。

他方、消費者は、クレジットの構造を理解することなく、加盟店の言うがままに名義貸しを行い、何らの利益を得ることもなく、支払の責任を負わされる。

2) 以上のように、クレジットの名義貸しが、クレジットの構造から発生する消費者被害ともいいうる実体を鑑み、消費者の関与の程度や、クレジット会社の管理の程度にもよるが、消費者のみに全ての責任を負わせるのではなく、クレジット会社の責任を認める方向付けが必要である。

クレジット会社が、加盟店の管理や、本人確認を徹底することは難しいことではない。

度重なる通達で、加盟店管理責任が強化され、裁判所においてもクレジット会社の責任を認めは

じめたことは評価できるが、これによっても、消費者救済は不十分であり、もっと簡単にクレジット会社の責任を認めうる上記3を立法化する等の法改正やクレジット会社の管理責任を徹底する法整備が必要だと考える。

以上

参考文献

- 1 NBL646号「抗弁の接続問題と消費者契約法（仮称）および債権流動化関連法との関係（上）」千葉恵美子
- 2 判例時報1405・11「判例割賦購入あっせん法（四）VI購入あっせんの濫用一名義貸問題」長尾治助
- 3 消費者法ニュース4号2頁「特集クレジット会社の責任」
- 4 消費者法ニュース45号102頁「役立つクレジット資料」
- 5 国民生活2002.7 34頁「個品割賦購入あっせん契約におけるクレジット会社の加盟店管理問題」

O I K E
L A W
O F F I C E

